

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

教育委員会事務局教育部長及び関係課長等で構成する「奥州市子ども・子育て支援新制度関係課長会議」において、庁内の連携調整を図り推進します。

#### (2) 関係機関等との連携

子どもの保護者や子育て支援に関する事業を行っている者を初め、広く子育て支援に関わっている者で構成している「奥州市子ども・子育て会議」において、幅広い意見を聴取し計画に反映します。

### 2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、他計画と十分に連携を図り、新たな課題や環境の変化に対応できるよう柔軟に計画を進めます。

計画期間の5か年の間、施設の確保や施策の実施状況など、本計画の子ども・子育て支援事業の達成状況を点検評価し、子ども・子育て会議に報告します。

計画に定めた「必要量の見込み」や「確保の内容」に乖離<sup>かいり</sup>がある場合や計画の実施や推進に変更が生じた場合は、見直しを行います。